



令和8年度 就学援助についてのお知らせ

令和8年2月 横手市教育委員会

横手市では、経済的にお困りのご家庭に小・中学校でかかった費用を、後で一部援助する“就学援助”的制度を設けています。（※免除ではありません）

就学援助を希望される方はこのお知らせをよくお読みいただき、申請してください。

1. 対象となる方

- （1）生活保護を受けている方。（援助項目：修学旅行費、医療費のみ）
- （2）世帯（分離含む）員の収入が少なく、経済的に困っている方。

2. 援助する項目

[援助額は文部科学省で定めた額を基本としています。]

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費、学校給食費、医療費。

※ 生活保護世帯や横手市立学校以外に在籍する場合は、援助項目が異なります。

※ 医療費は、学校保健安全法で定める疾病のみ対象となります。申請にはマックスバーの提出が必要です。

※ 新入学児童生徒学用品費を入学前に受給した場合は、**新入学児童生徒学用品費については支給対象外です。**

3. 提出期限と提出先

- ① 令和8年4月に小2～中3となる児童生徒がいる家庭 ……**令和8年3月16日（月）まで**
- ② 令和8年4月に小学校へ入学する児童（新小1のみ）の家庭 ……**令和8年4月13日（月）まで**

※ 申請は、上記の期限を過ぎても随時受付けしていますが、認定となつても一部対象外となる支給項目があります。

※ 現在就学援助を受けている方で、令和8年度も就学援助を希望する場合は、この申請が必要です。

【提出先】下記へ直接持参または郵送（郵送は期限必着。日中 連絡可能な”携帯”電話番号などを記入ください。）

横手市教育委員会 学校教育課

〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号 電話 **0182-32-2414**

4. 申請に必要な書類

- （1）**申請書**（兄弟姉妹が小・中学校へ複数在学の場合でも1枚に記入）

★ 世帯構成員の欄に、同居者（世帯分離を含む）全員をご記載ください。

- （2）**令和7年（2025/1/1～12/31）の世帯の収入状況が確認できる書類**

★ 申告した方は、「令和7年分所得税確定申告書」もしくは「令和8年度市県民税申告書」の写し
★ 申告不要の方は、令和7年分源泉徴収票（年末調整済のもの）・年金の振込通知等の写し
★ 収入0円の方は、市役所にて収入が無かった旨の市・県民税の申告をし、その申告書の写し
★ 世帯分離者も同様の書類を添付

収入・所得状況の書類が全員（学生・乳幼児を除く）分、揃わないと審査ができません。書類不備の場合、申請等書類を返却させていただきます。上記★印をご確認の上、必要書類を揃えてご提出ください。

5. 認定の可否通知について

- （1）提出期限までに申請書を受理した分については、**5月下旬**に結果を通知します。

学校給食費は、5月中旬に納付書がご家庭へ送付されます。就学援助の申請をした場合は、認定結果通知が届くまで納付を保留してください（認定の方は、納付不要）。口座引落しで引き落としになった方は認定の場合、認定期間の支払分を後日返還いたします。